

「ちばサイクルールロゴマーク」の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ちばサイクルールロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を、パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、広報・PR・啓発用グッズなどの印刷物及びデジタルコンテンツ等(以下「印刷物」という。)に使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの形式)

第2条 ロゴマークの形式は、別記第1号様式及び第2号様式のとおりとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークの著作権は千葉県に属する。

(ロゴマークの使用)

第4条 千葉県交通安全対策推進委員会の委員(以下、「委員」という。)は、ロゴマークを交通安全活動等に使用することができる。

2 委員以外の者は、次の各号のいずれかに該当するとき、ロゴマークの使用を申込みることができる。

- (1) 自転車の安全利用を推進するために使用するとき。
- (2) その他交通安全の観点から使用が適当であると認められるとき。

3 ロゴマークは、ロゴマーク及びこれを使用する印刷物の内容が、以下の各号の条件に適合する場合に限り、使用できるものとする。

- (1) 別記第1号様式及び第2号様式に定められた形状及び色彩で使用する事。
- (2) ロゴマークの上に他の地図や文字を重ねて使用しないこと。
- (3) ロゴマークを記載する印刷物に係る内容について千葉県が保管していると誤解させるような表記とその他の使用形態をとっていないこと。
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 千葉県の印象を損ねるものでないこと。

(7) その他ロゴマーク作成の目的を損なう恐れがないと認められること。

4 ロゴマークの使用は、自転車の交通安全に資するためというロゴマーク作成の目的に鑑み、原則として無償とする。

(使用の申込み)

第5条 ロゴマークを印刷物に使用しようとする者は、「ちばサイクルールロゴマーク」使用申込書（別記第3号様式）に必要事項を記載し、千葉県に申し込むものとする。

2 前項の申込みの内容が前条第2項及び第3項の条件を満たすと判断される場合、千葉県は当該申込みを承諾するものとし、申込者に対し「ちばサイクルールロゴマーク」使用承諾書（別記第4号様式）を交付し、併せてロゴマークの印刷用のデータを交付するものとする。

3 第1項の申込みの内容が前条第2項及び第3項の条件を満たしていない場合、千葉県は当該申込みを承認しないものとし、申込者に対し「ちばサイクルールロゴマーク」使用不承認通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 前条第2項の使用承諾を受けた者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、ロゴマークを使用申込書に記載した内容に従って使用しなければならない。

(使用の承諾の取消し)

第7条 ロゴマーク使用者が、前条の規定を遵守していないと認められる場合、千葉県はロゴマーク使用の承諾を取り消すことができる。

2 前項により承諾を取り消した場合、千葉県は速やかに「ちばサイクルール」使用取消通知書（別記第6号様式）をロゴマーク使用者に通知するとともに、千葉県ホームページへの掲載その他適当な方法により一般に明らかにするものとする。

3 ロゴマーク使用者は、第1項の取消しをした日以降、印刷物を使用してはならない。

4 千葉県は、第1項の取消しによって生じる一切の費用及び損害を負担しない。

(費用負担)

第8条 ロゴマークの使用に伴って発生する一切の費用並びにロゴマークを使用した印刷

物の利用に伴って発生する一切の費用及び損害は、ロゴマーク使用者が負担する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年5月8日から施行する。

第1号様式 ちばサイクルールロゴマーク（カラー版）



※ デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。

第2号様式 ちばサイクルールロゴマーク（白黒版）



※ デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。